

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第1項中「100分の2」を「100分の2（敷地面積が0.25ヘクタール以上の都市公園で、次の各号に掲げるものにあつては、100分の4）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (4) 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園として市規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都市公園における公園施設の設置基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市公園条例 (抄)

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2 (敷地面積が0.25ヘクタール以上の都市公園で、次の各号に掲げるものにあつては、100分の4) とする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園
- (4) 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園として市規則で定めるもの

2 - 5 省 略